

中山間地域等直接支払制度の実施状況の公表

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)第16に基づき、令和7年度の光市における中山間地域等直接支払制度の実施状況を次のとおり公表します。

1. 協定の締結状況

区 分	協定締結数 (件)	構成員数 (人・団体)	交付農用地面積 (㎡)	交付額 (円)
集落協定	2	31	279,949	3,091,058
個別協定	1	－	49,996	840,824
計	3	31	329,945	3,931,882

2. 協定ごとの交付金額

協定名	対象農用地面積(㎡)					交付金額(円)
	計	急傾斜(田)	緩傾斜(田)	緩傾斜(畑)	緩傾斜(草地)	
石原・東 集落協定	215,767	75,043	140,724			2,161,355
鹿ノ石上 集落協定	64,182	49,898	14,284			929,703
生野個別協定	49,996	33,912	16,084			840,824
計	329,945	158,853	171,092			3,931,882

3. 集落協定の活動内容

(1) 農業生産活動等として取り組むべき事項

①農業生産活動等(必須要件)

- ・集落マスタープランの作成
- ・耕作放棄の防止等の管理活動
- ・その他水路、農道等の管理活動等

協定名	集落マスタープラン													
	目指すべき将来像				将来像を実現するための活動方策									
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・販売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④その他	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場農産物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集団的な体制整備	⑩その他
石原・東	○						○				○		○	
鹿ノ石上	○	○					○	○					○	○

協定名	農業生産活動等												
	耕作放棄の防止等の活動										水路・農道等の管理活動		
	①利用権設定・農作業の委託	②既耕作放棄地の復旧	③既耕作放棄地の保全管理	④農地法面の管理	⑤柵・ネット等の設置	⑥限界的農地の林地化	⑦簡易な基盤整備	⑧担い手の確保	⑨地場農産物の加工・販売	⑩その他	①水路の管理	②農道の管理	③その他の施設の管理
石原・東	○			○	○						○	○	
鹿ノ石上	○			○	○					○	○	○	

②多面的機能を増進する活動(必須要件)

協定名	多面的機能を増進する活動										
	①周辺林地の下草刈り	②市民農園等の開設・運営	③景観作物の作付け	④土壌流亡に配慮した営農	⑤体験民泊	⑥魚類・昆虫類の保護	⑦鳥類の餌場の確保	⑧粗放的畜産	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用等	⑩緑肥の作物の作付け	⑪その他活動
石原・東			○								
鹿ノ石上			○								

(2) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事業
(体制整備単価交付必須事項)

協定名	取り組むべき事項
石原・東	-
鹿ノ石上	-